

平成22年4月1日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 収納代理金融機関の指定（164・会計課）…………… 1  
 収用委員会公示送達  
 ○土地収用事件裁決書の公示送達…………… 1

## 告 示

### 秋田県告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により、次のとおり秋田県収納代理金融機関を定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	取 扱 店 舗	取扱事務の範囲	取扱開始年月日
株式会社ゆう ちょ銀行	東京都千代田 区霞が関一丁 目3番2号	株式会社ゆうちょ銀行の本 店、支店及び出張所並びに 株式会社ゆうちょ銀行が銀 行代理店契約を締結した郵 便局株式会社の営業所（郵 便局株式会社が業務を再委 託した者の施設を含む。） のうち秋田県、青森県、岩 手県、宮城県、山形県及び 福島県の区域内の店舗	県税並びにその延滞 金、過少申告加算 金、不申告加算金、 重加算金及び滞納処 分費の収納事務	平成22年4月1日

## 収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達を行います。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付します。受領しないときは、平成22年4月22日をもってその通知があったものとみなされます。

平成22年4月1日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

### 1 事件名

「秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線」に係る土地収用事件

### 2 送達すべき書類の名称

平成22年3月17日付け秋収委-180「裁決書」

### 3 送達を受けるべき者

秋田県秋田市大町五丁目295番地3の土地の抵当権の仮登記権者の相続人

スズキ・ハツエ	住所不明
ヨシカワ・ミツコ	住所不明
ヨシカワ・ヨシコ	住所不明
モリカワ・エミコ	住所不明
ハラダ・ミノル	住所不明
フサトガワ・クニコ	住所不明

秋田県秋田市大町五丁目295番地3の土地の抵当権の仮登記権利者

武藤三治 住所不明 ただし、登記簿上に記載された住所は、東京市神田区駿河台鈴木町17番地

秋田県秋田市大町五丁目295番地3の土地の賃借権者

佐藤辨治 住所不明 ただし、登記簿上に記載された住所は、秋田市室町1番地

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号